

外国運転免許証翻訳文発行申請書

(スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国・エストニア共和国・台湾)

<必ずお読みください>

- 当連盟が発行する外国運転免許証の「日本語による翻訳文」は、免許切替の際に必要な書類の一つですが、免許証の切替を保証するものではありません。免許切替の可否はそれぞれの運転免許センターが判断していますので、不明な点等は事前にお住まいの地域を管轄する運転免許センターに直接お問合せ下さい。
- 外国運転免許証の「日本語による翻訳文」の発行料金は、免許証1通につき3,000円です。また、郵送でお申込の場合は返送料(手数料を含む)として別途500円を申し受けます。同一住所宛に翻訳文を複数枚送付する場合は、2通までは500円、3通以上は600円の返送料(手数料を含む)となります。
- 郵送の場合は、日本国内からのお申込に限ります。返送先も原則的に申請者の日本国内住所となります。但し、代理人の国内住所に返送希望の場合は、下記の代理人記入欄の返送先にチェック(☑)をして下さい。
- 領収書の宛名は原則的に申請者となります。但し、代理人(個人または会社)に希望の場合は、下記の代理人記入欄の領収書宛名にチェック(☑)をして下さい。
- 免許センターでの免許切替申請が却下された場合でも、既に発行された翻訳文についての料金はお返しいたしかねます。
- 日本語が話せない方には、通訳できる方の同伴をお願いする場合があります。郵送の場合は、極力日本語が話せる方を代理人記入欄にご記入ください。

上記内容および2ページに記載された「個人情報の取扱いについて」にご承諾いただける場合には以下の太枠部分に必要な事項をご記入ください。なお、当連盟窓口にてお手続きいただく場合は、最後に「関係書類受取」欄に授受確認のご署名をお願いします。(郵送の場合は不要です。)

<申請者記入欄>

私は、2ページの「個人情報の取扱いについて」に同意し、翻訳文発行を申請します。

| | | | |
|--|------|------------|----------|
| 申請者ご氏名 | | | |
| 申請者日本国内ご住所 (翻訳文返送先) | 住所：〒 | | |
| | 電話： | (自宅・会社・携帯) | |
| 代理人記入欄 返送先 <input type="checkbox"/> 領収書宛名 <input type="checkbox"/> | 氏名： | (申請者との関係：) | |
| | 住所：〒 | | |
| | 電話： | (自宅・会社・携帯) | |
| 免許証発給国 | | | |
| 翻訳文の使用用途 (ア：日本運転免許証への切替 イ：添付して自動車等を運転する) | | | ア / イ |
| ア：運転免許証を取得後、通算して3ヶ月以上現地(免許証を取得した国または地域)に滞在しましたか。 | | | はい / いいえ |
| イ：2ページの「注意事項」について、確認しましたか。 | | | はい / いいえ |

<関係書類受取欄>

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 翻訳文 | <input type="checkbox"/> 案内文 | <input type="checkbox"/> 免許証 | <input type="checkbox"/> その他 | 受取サイン |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------|

<JAF記入欄>

| | | | |
|------|---|-------|------|
| 受付日： | 年 月 日 | 受付窓口： | 受付者： |
| 受付方法 | 1. 窓口 2. 郵送 [現金書留 一般書留 簡易書留 普通郵便] | | 領収金額 |
| 返却方法 | 1. 窓口 (引渡日： 月 日) 2. 郵送 [簡易書留 現金書留 レターパックプラス (発送日： 月 日)] | | |

個人情報の取扱いについて

一般社団法人日本自動車連盟（J A F）では、提供していただいた個人情報の取扱いについては、下記のとおりです。なお、内容に同意できない場合や不明な点等がある場合は、最下部の＜個人情報問合せ窓口＞までご連絡ください。

- ・事業者の名称
一般社団法人日本自動車連盟（JAF）
- ・個人情報保護管理者
本部総務部長（連絡先は、下記の個人情報問合せ窓口となります。）
- ・個人情報の利用目的
当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用します。（翻訳文の作成、送付等）
- ・個人情報の第三者提供について
本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- ・個人情報の取扱いの委託について
取得した個人情報の取扱いの全部または、一部を委託する場合があります。委託先については、個人情報取扱いに関する契約を締結するなど、適切な管理を行います。
- ・開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について
開示等の求めを受け付けております。その手続きについては、下記の間合せ窓口へご連絡下さい。ただし、法令等に基づく場合は、開示等できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・個人情報を提供するにあたっての注意事項
個人情報をご提供いただくのは任意です。ただし、必要な情報をいただけない場合は、〔個人情報の利用目的〕に示す内容を実施できない場合があります。
- ・個人情報問合せ窓口
J A F 支部窓口（平日 9：00～17：30 土日・祝日・年末年始休業）
J A F 総合案内サービスセンター
電話番号：0570-00-2811（平日 9：00～19：00 土日・祝日 9：00～17：30 年末年始休業）

注意事項：運転免許証に添付する「日本語翻訳文」について

この翻訳文で自動車等を運転できるのは、日本入国日から一年間です。（日本を出国し再入国した場合には、再入国日から一年間が有効となります。）但し、住民基本台帳に登録されている方が出国して、外国滞在3ヵ月未満で再び上陸した場合は、条件が異なりますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。